

平成23年1月13日

各 位

株式会社クリード

弊社は、平成21年8月31日に東京地方裁判所より認可の決定をいただき、更生計画を遂行してまいりましたが、このたび、平成22年12月24日付けにて債権者の皆様に最終の弁済を実施させていただき、平成23年1月12日付けにて東京地方裁判所より更生手続終結の決定をいただくことができました。

これもひとえに債権者の皆様並びに関係各位のご理解、ご協力の賜と心より感謝申し上げます。

今後につきましては、真の更生を果たすべく、全社一丸となって事業に取り組んで参る所存です。関係各位におかれましては、今後とも倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成21年(ミ)第1号 会社更生事件

決 定

東京都新宿区新宿二丁目6番4号

更生会社 株式会社クリード

管財人 宗 吉 敏 彦

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、平成21年8月31日に認可され、同22年3月12日及び同年12月16日に変更された更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の3分の2以上の額が弁済され、更生計画に不履行が生じていないことが認められるので、会社更生法239条1項2号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成23年1月12日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 福 井 章 代

裁判官 馬 渡 直 史

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 希 代 重 信

